

旅客営業規則（昭和 62 年（1987 年） 4 月四国旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、2025 年 10 月 1 日から施行します。

現 行			改 正		
(前略)			(前略)		
(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)			(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)		
第 243 条 <u>区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券</u> 又は普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。			第 243 条 <u>個人旅行用乗車券類のうち別に定めるもの、被救護者割引普通乗車券、定期乗車券</u> 又は普通回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。		
2 <u>前項の規定にかかわらず</u> 、往復割引普通乗車券を所持する旅客に対しては、当該乗車券の往片及び復片について同時に乗車券類変更の申出があった場合に限り、その取扱いをする。			2 往復割引普通乗車券を所持する旅客に対しては、当該乗車券の往片及び復片について同時に乗車券類変更の申出があった場合に限り、その取扱いをする。		
(以下略)			<u>3 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について乗車変更の取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。</u>		
(以下略)			(以下略)		
別表第 1 号の 3（第 57 条の 3）			別表第 1 号の 3（第 57 条の 3）		
特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第 57 条の 3 第 1 項第 1 号イ)			特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第 57 条の 3 第 1 項第 1 号イ)		
2025 年	4 月	7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、21 日から 24 日まで	2025 年	4 月	7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、21 日から 24 日まで
	5 月	7 日、8 日		5 月	7 日、8 日
	6 月	2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、16 日から 19 日まで、23 日から 26 日まで、30 日		6 月	2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、16 日から 19 日まで、23 日から 26 日まで、30 日
	7 月	1 日から 3 日まで、7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、22 日から 24 日まで		7 月	1 日から 3 日まで、7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、22 日から 24 日まで
	8 月	25 日から 28 日まで		8 月	25 日から 28 日まで
	9 月	1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、16 日から 18 日まで、24 日、25 日、29 日、30 日		9 月	1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、16 日から 18 日まで、24 日、25 日、29 日、30 日
	10 月	1 日、2 日		10 月	1 日、2 日
	11 月	-		11 月	-

現 行				改 正			
2026 年	12 月	1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、15 日から 18 日まで、22 日から 24 日まで		2026 年	12 月	1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、15 日から 18 日まで、22 日から 24 日まで	
	1 月	5 日から 8 日まで、13 日から 15 日まで、19 日から 22 日まで、26 日から 29 日まで			1 月	5 日から 8 日まで、13 日から 15 日まで、19 日から 22 日まで、26 日から 29 日まで	
	2 月	2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、16 日から 19 日まで、24 日から 26 日まで			2 月	2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、16 日から 19 日まで、24 日から 26 日まで	
	3 月	2 日から 5 日まで			3 月	2 日から 5 日まで	
					<u>4 月</u>	<u>6 日から 9 日まで、13 日から 16 日まで、20 日から 23 日まで</u>	
			<u>5 月</u>		<u>7 日</u>		
			<u>6 月</u>		<u>1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、15 日から 18 日まで、22 日から 25 日まで、29 日、30 日</u>		
			<u>7 月</u>		<u>1 日、2 日、6 日から 9 日まで、13 日から 16 日まで</u>		
			<u>8 月</u>		<u>24 日から 27 日まで、31 日</u>		
			<u>9 月</u>		<u>1 日から 3 日まで、7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、24 日、28 日から 30 日</u>		
			<u>10 月</u>		<u>1 日</u>		
			<u>11 月</u>		<u>30 日</u>		
			<u>12 月</u>	<u>1 日から 3 日まで、7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、21 日から 24 日まで</u>			
				<u>2027 年</u>	<u>1 月</u>	<u>6 日、7 日、12 日から 14 日まで、18 日から 21 日まで、25 日から 28 日まで</u>	
					<u>2 月</u>	<u>1 日から 4 日まで、8 日、9 日、15 日から 18 日まで、24 日、25 日</u>	
					<u>3 月</u>	<u>1 日から 4 日まで</u>	

現 行			改 正		
別表第1号の4（第57条の3） 特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第57条の3第1項第2号イ)			別表第1号の4（第57条の3） 特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第57条の3第1項第2号イ)		
2025 年	4 月	-	2025 年	4 月	-
	5 月	-		5 月	-
	6 月	-		6 月	-
	7 月	18 日から 21 日まで、25 日から 27 日まで		7 月	18 日から 21 日まで、25 日から 27 日まで
	8 月	1 日から 3 日まで、7 日、10 日、11 日、13 日から 15 日まで、22 日から 24 日まで		8 月	1 日から 3 日まで、7 日、10 日、11 日、13 日から 15 日まで、22 日から 24 日まで
	9 月	12 日から 15 日まで、19 日から 21 日まで、23 日		9 月	12 日から 15 日まで、19 日から 21 日まで、23 日
	10 月	3 日から 5 日まで、10 日から 13 日まで、17 日から 19 日まで、24 日から 26 日まで、31 日		10 月	3 日から 5 日まで、10 日から 13 日まで、17 日から 19 日まで、24 日から 26 日まで、31 日
	11 月	1 日から 3 日まで、7 日から 9 日まで、14 日から 16 日まで、21 日から 24 日まで、28 日から 30 日まで		11 月	1 日から 3 日まで、7 日から 9 日まで、14 日から 16 日まで、21 日から 24 日まで、28 日から 30 日まで
	12 月	26 日、28 日、29 日、31 日		12 月	26 日、28 日、29 日、31 日
2026 年	1 月	2 日	2026 年	1 月	2 日
	2 月	-		2 月	-
	3 月	19 日から 31 日まで		3 月	19 日から 31 日まで
				<u>4 月</u>	<u>二</u>
				<u>5 月</u>	<u>二</u>
				<u>6 月</u>	<u>二</u>
				<u>7 月</u>	<u>17 日から 20 日まで、24 日から 26 日まで、31 日</u>
				<u>8 月</u>	<u>1 日、2 日、5 日、6 日、9 日、11 日から 14 日まで、17 日、21 日から 23 日まで</u>
				<u>9 月</u>	<u>二</u>
				<u>10 月</u>	<u>9 日から 12 日まで、16 日から 18 日まで、23 日から 25 日まで、30 日、31 日</u>
				<u>11 月</u>	<u>1 日、6 日から 8 日まで、13 日から 15 日まで、20 日</u>

現 行			改 正		
別表第1号の5（第57条の3） 特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第57条の3第1項第3号イ)					から23日まで、27日から29日まで
			12月	25日から28日まで、31日	
			2027年	1月	4日
			2月	-	
			3月	19日から31日まで	
別表第1号の5（第57条の3） 特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間(第57条の3第1項第3号イ)					
			2025年	4月	25日から30日まで
			5月	1日から6日まで	
			6月	-	
			7月	-	
2025年	8月	8日、9日、16日、17日			
	9月	-			
	10月	-			
	11月	-			
	12月	27日、30日			
	2026年	1月	3日、4日		
		2月	-		
		3月	-		
	2025年	4月	25日から30日まで		
5月		1日から6日まで			
6月		-			
7月		-			
8月		8日、9日、16日、17日			
9月		-			
10月		-			
11月		-			
12月		27日、30日			
2026年		1月	3日、4日		
	2月	-			
	3月	-			
	4月	-			
	5月	1日から6日まで			
	6月	-			
	7月	-			
	8月	7日、8日、15日、16日			
	9月	18日から23日			
	10月	-			

現 行		改 正		
			<u>11 月</u>	=
			<u>12 月</u>	<u>29 日、30 日</u>
		<u>2027 年</u>	<u>1 月</u>	<u>2 日、3 日</u>
			<u>2 月</u>	=
			<u>3 月</u>	=